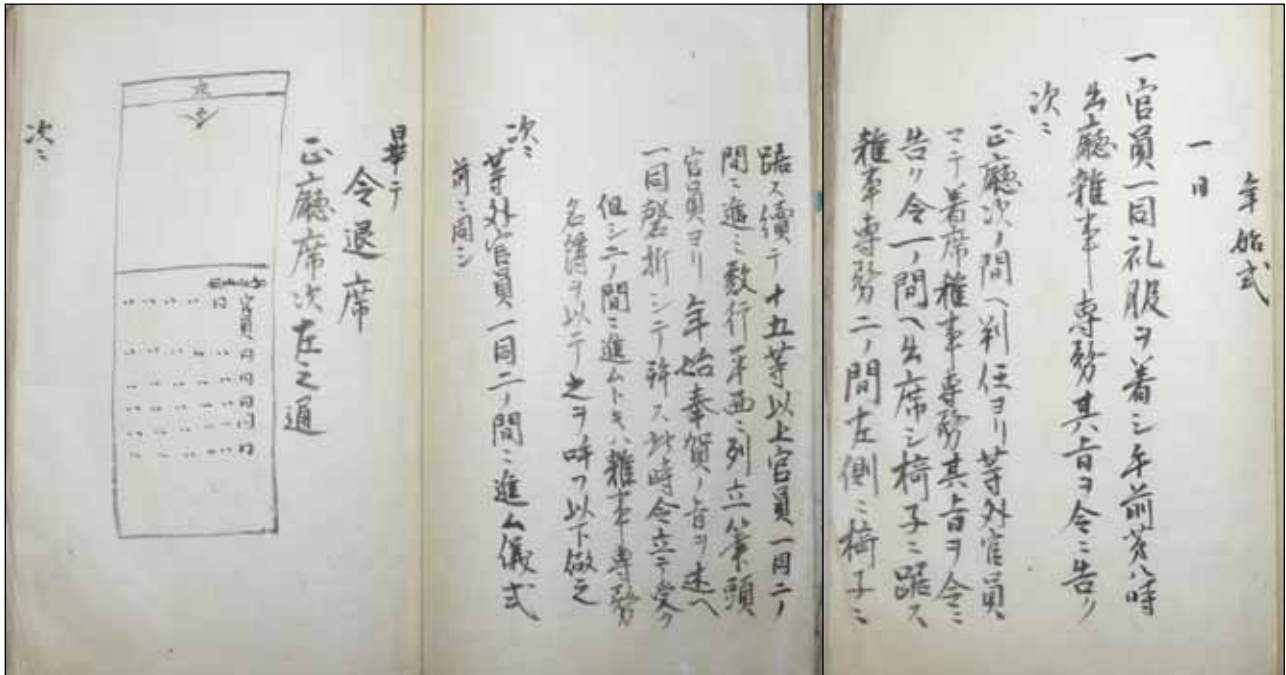


展示「明治の年始式」

平成 23 年 12 月 13 日(火)~平成 24 年 2 月 8 日(水)

《県の年始式》

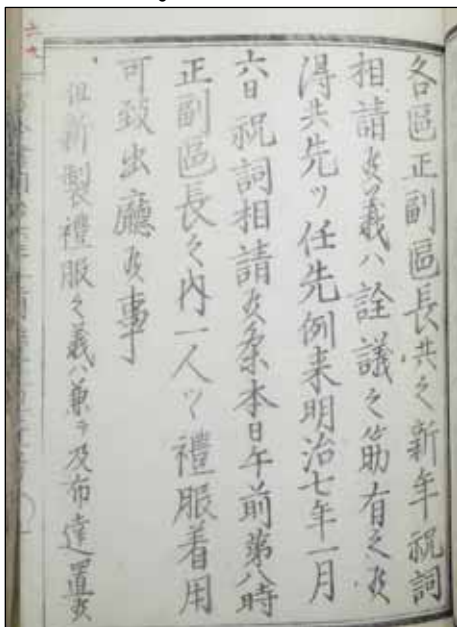
【 】は「滋賀県歴史的文書」の目録番号



「年始式順序」 明治 6 年 (1873 年)

新年 (明治 7 年) に県庁で行われる行事の順序が書かれている。元旦、県職員は礼服を着用して午前 8 時に県庁に集合することになっている。最も格式の高い正庁 (儀式をするための部屋) の一の間には県令が入り、他の職員一同は二の間に整列して年始の挨拶を行った。なお、この当時の県庁は園城寺内の円満院にあり、一の間奥には床の間が設けられている。

【明い 245 (34)】

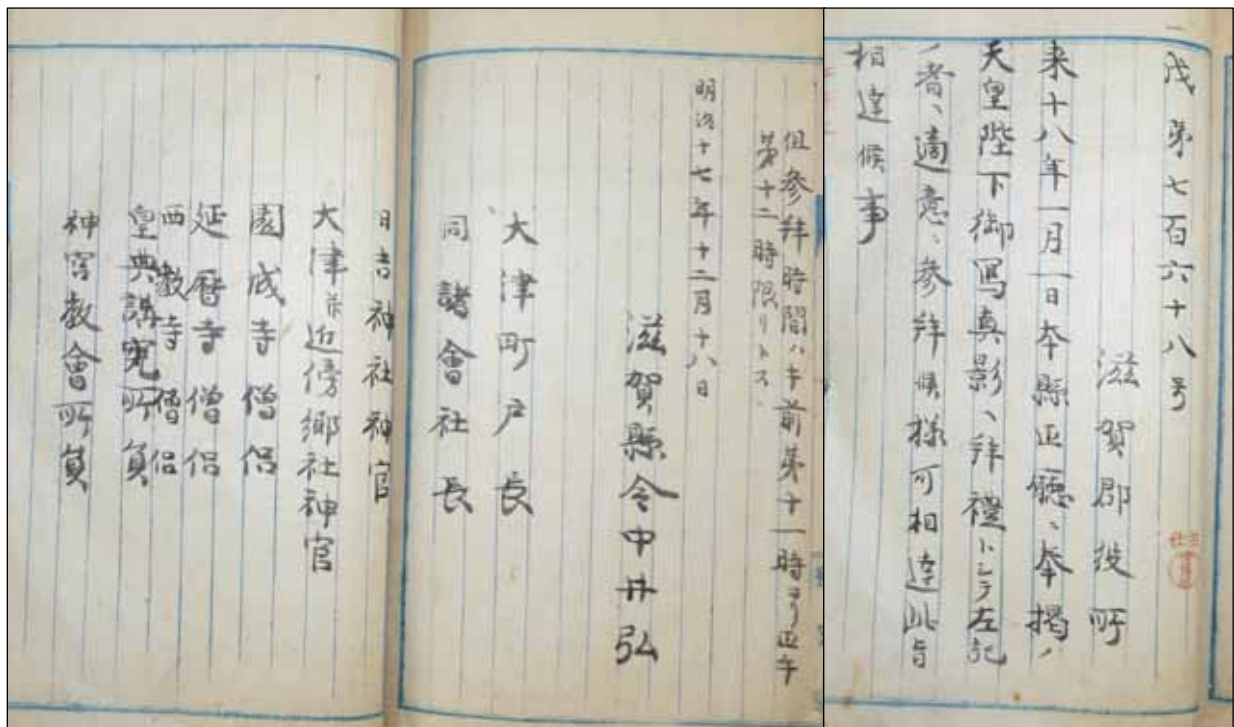


「各区正副区長新年出庁の件達」

明治 6 年 (1873 年)

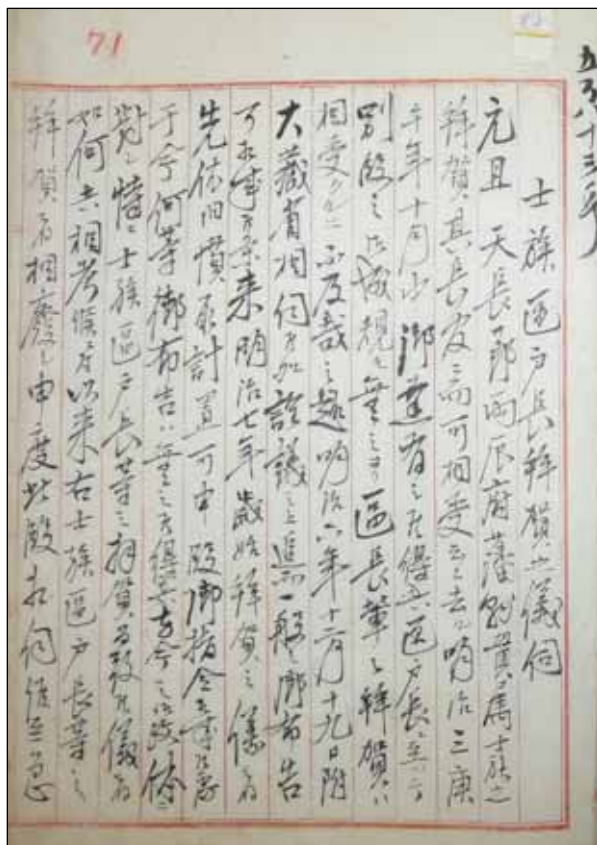
県庁で行われる年始式には、県の職員のみならず、各地の正・副区長も参加しなくてはならなかった。正・副区長は新年の 1 月 6 日 (前掲の「年始式順序」では「5 日」とある) に礼服着用で出庁した。礼服については、従来の礼服であった直垂・上下等ひたたれ かみしもの着用が前年に廃止されていることを本文に付け加えており、この年から洋式の礼服を着用していたものと思われる。

【明い 45 (69)】



「県庁に奉掲の天皇陛下御写真影参拝の件達」 明治 17 年（1884 年）

県は年始式の際に正庁に掲げられる御真影への参拝を大津町の戸長や特定の社寺の神官・僧侶等に許していた。ただし、時間は午前 11 時から正午までの 1 時間のみ、となっている。【明い 152 (227)】



「士族区戸長拜賀の儀伺」

明治 9 年（1876 年）

元旦や天長節 には士族や区戸長が県庁に拜賀に訪れていたが、県は拜賀の廃止を国に求めた。県は、士族や区戸長が県庁に拜賀に訪れる行為は封建的な旧習であるとして、3 年前にも廃止の伺いを国に出していた。しかしながら、今回は廃止されず、今回も廃止されなかった。

【明う 14 (71)】

天長節：天皇の誕生日。明治においては明治天皇の誕生日である 11 月 3 日。



「士族拝賀廃止方の儀伺」

明治 13 年 (1880 年)

士族の拝賀廃止を求めて、県から国への再度の伺。滋賀県は明治 9 年 (1876 年) に敦賀郡及び若狭の 3 郡と合併した。しかし元々敦賀や若狭では士族の拝賀を行っておらず、県内で差異が生じていた。また近江では士族の中から地域ごとに総代人を定めていたが、旅費を県庁に請求してくるような状態であり、経済的に困窮している士族にとって困難な問題になっていることを述べている。

【明う 133 合本 2 (23)】

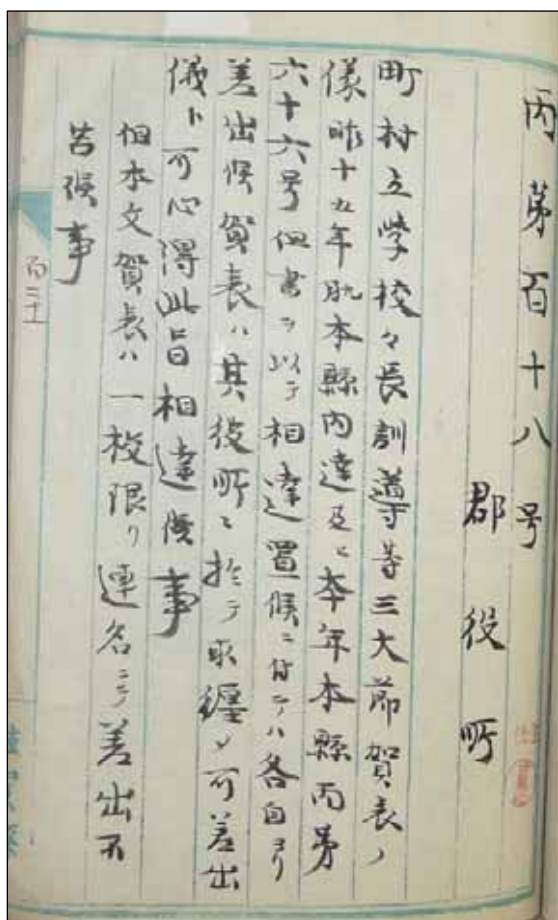


「新年式順序」

明治 18 年 (1885 年)

年始の行事は年を経るごとに参加者や服装などが簡略化されるようになる。明治 18 年に改正された新年式の順序では、一日の集合時刻が午前 11 時になっているほか、5 日が休暇になっているなどの変化が見て取れる。士族については、「在津士族総代」が元日出庁することになっており、大津に居住している士族の代表だけが出庁するように変更されたようである。

【明い 161 (65)】



「学校長・訓導等三大節の際賀表差出の件」

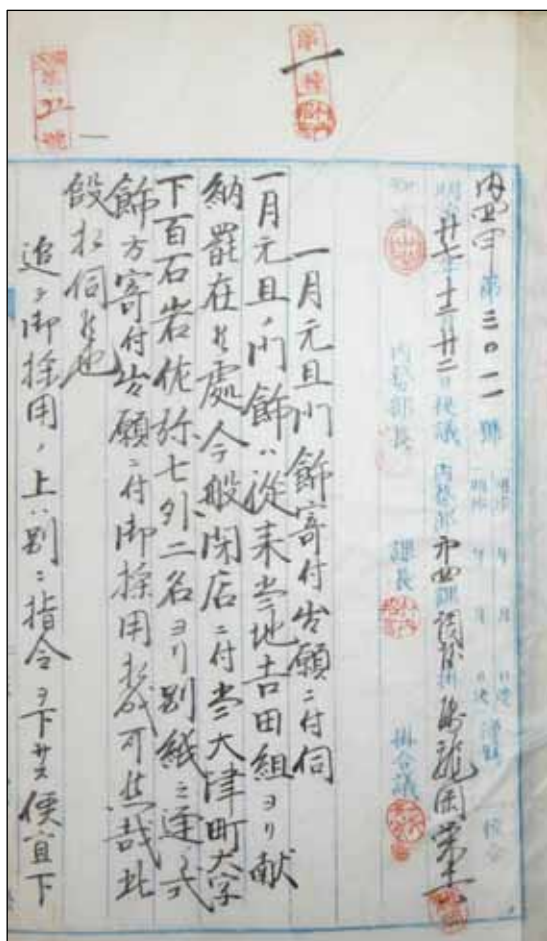
明治 16 年 (1883 年)

元旦・紀元節・天長節の三大節の際に町村立学校の校長や訓導等が賀表を出すことについて、各自で出すのではなく、各役所で取りまとめて出すように県が指示している。

【明い 139(121)】

紀元節：神武天皇の即位日。明治 6 年に 2 月 11 日と定められた。

天長節：天皇の誕生日。明治においては明治天皇の誕生日である 11 月 3 日。



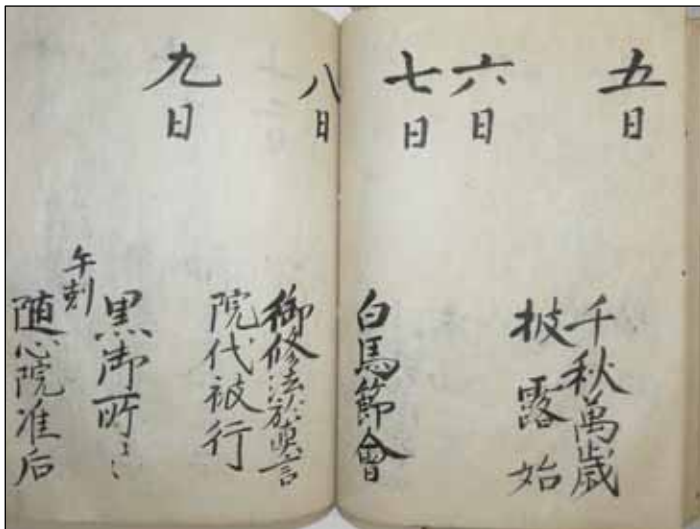
「一月元旦門飾寄付出願に付伺」

明治 27 年 (1894 年)

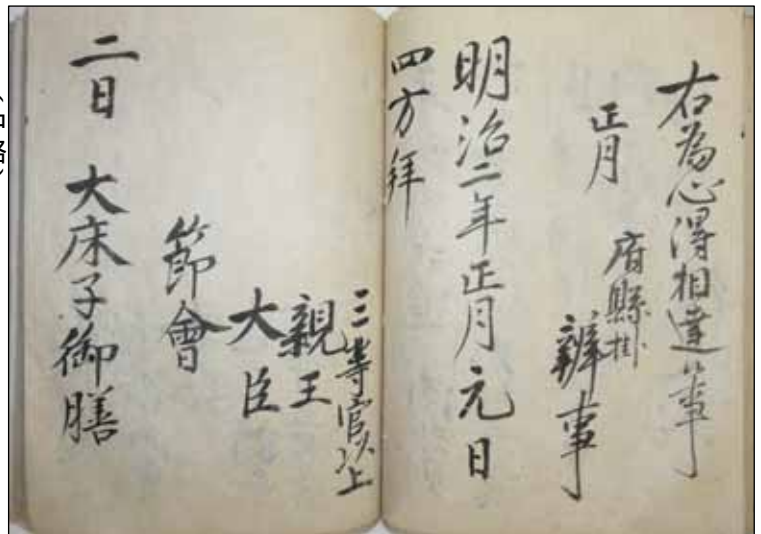
県庁での年始式に飾られる門飾は一般から寄付されていたようである。これまで寄付していた大津町にあった吉田組の閉店により、別の人物から寄付の出願がされている。

【明く 25 合本 2(5)】

《国の年始式》



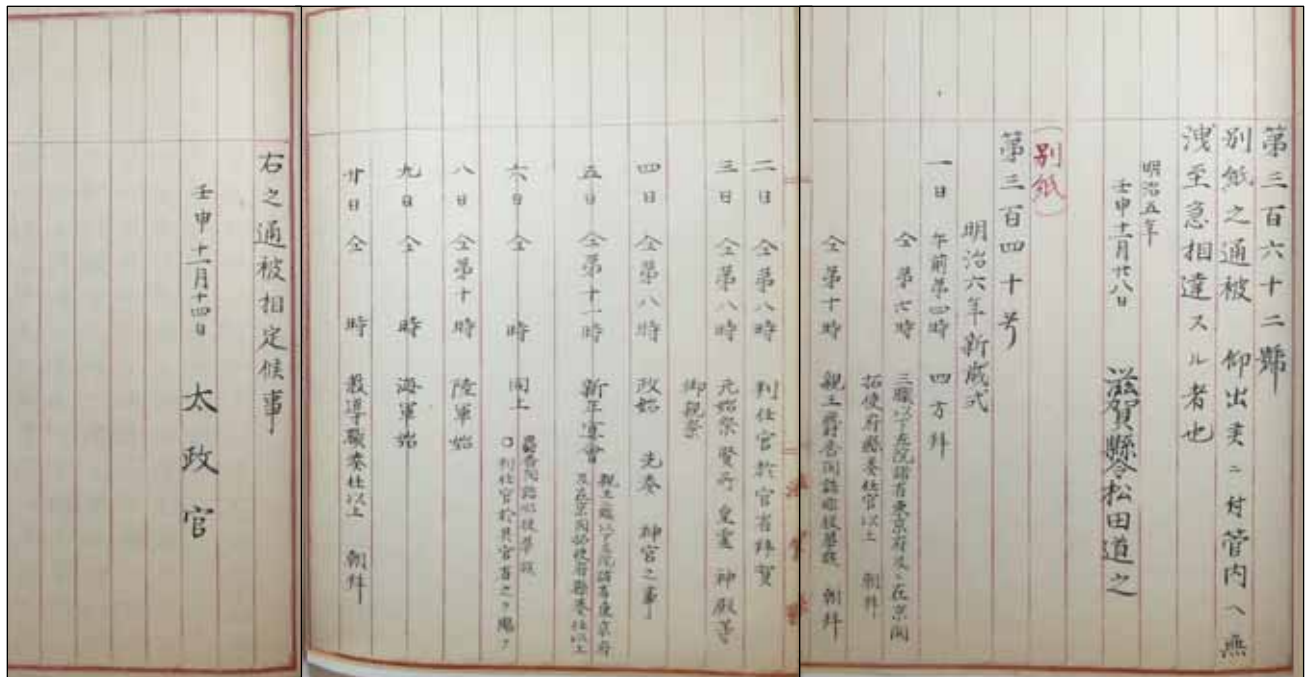
(中略)



「年頭式順序」

明治元年（1868年）

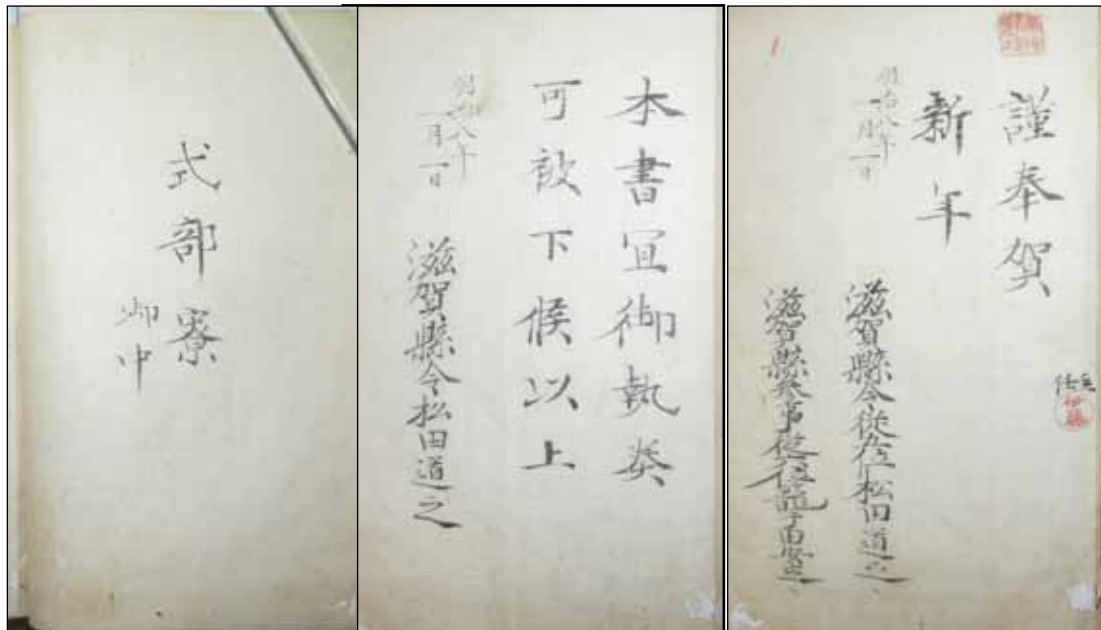
新年（明治2年）に宮中で開催される儀式の順序。天皇が天下太平等を祈る^{しほうはい}四方拝から始まり、古式ゆかしい正月の恒例儀式が月末まで続く。 【明あ3（65）】



「新歳式順序」

明治5年（1872年）

新年（明治6年）に行われる「新歳式」の順序。一日の午前4時から四方拝が行われ、次いで午前7時以降、高等官や華族が続々と天皇に拝謁する朝拝の儀式を行うことになっている。4日に「^{まつりごとはじめ}政始」、5日に「新年宴会」をするといった日程は県でも同様に行われていた。 【明あ244 合本2（30）】

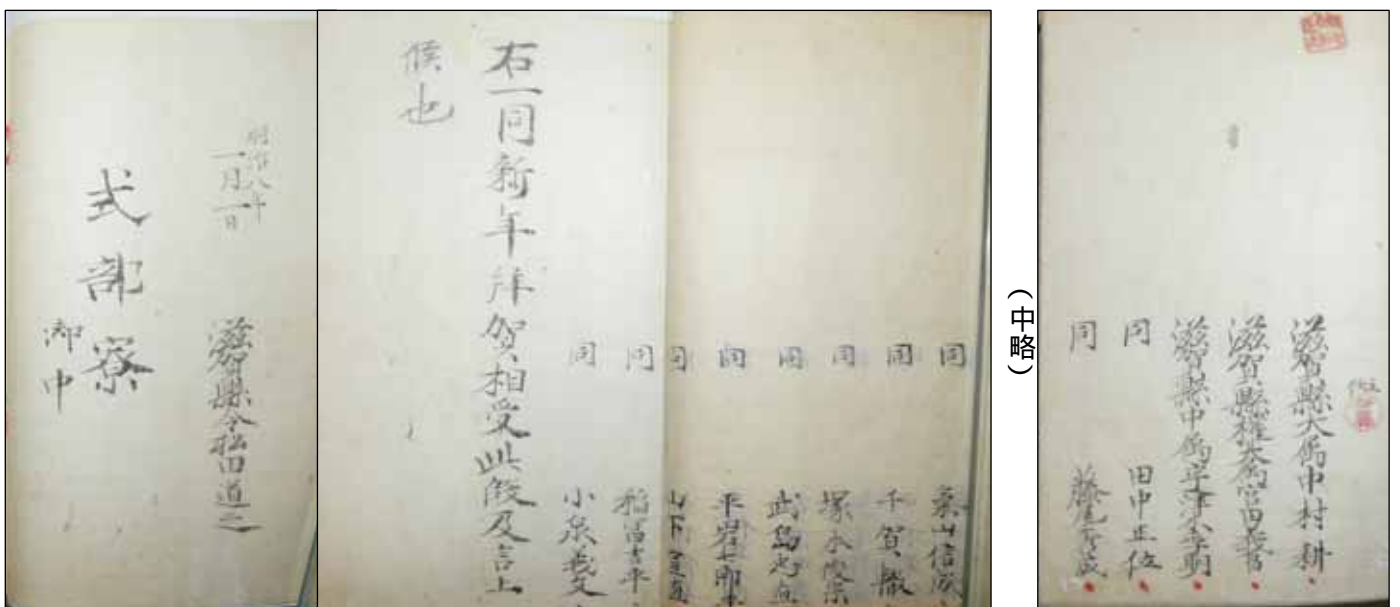


「^{そうにんかん}奏任官賀表」

明治 8 年 (1875 年)

宮中で行われる新年の行事には官吏の身分によって参加が義務付けられた。しかし本来は参加すべきであっても、県令等、地方に赴任している官吏については天皇に拝謁する代わりに「賀表」を提出することになっていた。明治 8 年、県において宮中の行事に参加できる身分であったのは県令松田道之と参事籠手田安定の 2 名である(共に奏任官)。

【明う 19 合本 1(1)】



「^{はんにんかん}判任官賀表」

明治 8 年 (1875 年)

前掲「奏任官賀表」と共に式部寮に提出された賀表。判任官は奏任官の下におかれたもので、宮中の儀式に参加資格はない。しかし県の判任官 97 名全員の連名による新年の挨拶が県令の取りまとめによって式部寮に提出されている。こうした賀表の提出は毎年行われていたようである。

【明う 19 合本 1(1)】